　0402



一般社団法人日本原子力学会

専門委員会規程

2021年9月28日　第3回理事会承認

（目的）

第１条 本規程は，一般社団法人日本原子力学会（以下，「本会」という）細則第10条に規定された専門委員会の任務を定めるものである。

（任務）

第２条 本会の専門委員会は，特定の題目についての調査・研究・討議をおこない，これの推進・普及を図るものとする。

（位置）

第３条 専門委員会は理事会に直属するものとする。

（設置・改廃）

第４条 専門委員会の設置および改廃は企画委員会で審議され，理事会の承認を得るものとする。

２　専門委員会は，必要に応じて小委員会，分科会，ワーキンググループ等を置くことができる。

（区分）

第５条 専門委員会は，その目的，内容，性質等により，次のとおり区分する。

（１）研究専門委員会：本会が選定した題目について，研究の進歩・推進を図るため，文献紹介・研究発表・情報交換・その他をおこなう。

（２）調査専門委員会：本会から依頼された特定の題目について状況・実態等を把握するため，調査・資料収集・検討・その他をおこなう。

（３）特別専門委員会：外部機関の委託あるいは補助を受け，所定の題目について資料収集・情報交換・調査・研究・その他をおこなう。

（委員）

第６条 専門委員会の委員は，第４条２項に定める小委員会等を含め，原則として本会会員とする。ただし，調査専門委員会および特別専門委員会は，本会会員外からも参加を求めることができる。

２　委員数は限定しない。

３　委員外で，会議への参加を希望する本会会員は，専門委員会の承認を得た上で，常時参加者として参加することができる。

（構成・委嘱）

第７条　専門委員会は，主査1名，幹事若干名を置く。

２　主査，幹事および委員は，会長が委嘱する。

３　常時参加者は，主査が委嘱する。

４　第４条２項により小委員会等を置く場合，その委員および常時参加者は，主査が委嘱する。

（設置期間）

第８条　専門委員会の設置期間は，原則として2年以内とする。

（任期）

第９条　専門委員会の委員の任期は，原則として2年以内とする。

（年度報告）

第10条　専門委員会は毎年度末に，所定の書式による年度報告を企画委員会に提出する。

（成果の公表）

第11条　専門委員会は，終了後1年以内を目処に，下記のいずれかで活動の成果を全会員に公表する。ただし，契約等で定められている場合は，それに従う。

（１）本会学会誌の解説記事または報告記事

（２）本会ホームページ

（３）「春の年会」または「秋の大会」における「総合講演・報告」

（改定）

第12条　本規程の改定は，企画委員会が起案し，理事会の承認を得るものとする。

附則

１　昭和35年5月18日　第16回理事会制定，同日施行

２　改定履歴

1. 昭和38年7月22日　第53回理事会承認
2. 平成20年11月27日　第498回理事会承認
3. 平成22年11月30日　第513回理事会承認
4. 平成23年2月1日　第514回理事会承認
5. 平成23年5月31日　第1回理事会承認
6. 平成23年9月16日　第4回理事会承認
7. 平成25年9月24日　第3回理事会承認
8. 平成26年3月14日　第7回企画委員会起案，平成26年3月19日　第6回理事会承認
9. 平成28年3月15日　第7回企画委員会起案，平成28年3月22日　第7回理事会承認
10. 2020年7月15日　第1回企画委員会起案，2020年7月31日　第1回理事会承認
11. 2020年12月17日　第5回企画委員会起案，2021年1月26日　第6回理事会承認
12. 2021年8月30日　第2回企画委員会起案，2021年9月28日　第3回理事会承認

附則

１　平成26年3月19日改定の規程は，理事会承認の日から施行する。

２　平成28年3月22日改定の規程は，平成28年4月1日から施行する。

３　2020年7月31日改定の規程は，理事会承認の日から施行する。

４　2021年1月26日改定の規程は，理事会承認の日から施行する。

５　2021年9月28日改定の規程は，理事会承認の日から施行する。